

入試委員会規程

制定 昭和59年4月1日
改正 平成2年7月13日
平成26年3月31日
平成4年2月14日
令和4年12月27日
令和5年2月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学における入学者選抜及び入学試験に関する事項を審議し、必要な業務を行うため、教授会規程第10条の規定に基づき、教授会に入試委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 各学科長
 - (5) 事務局長
 - (6) その他、学長が必要と認める者
- 2 委員会には、委員長を置き、学長をもってあてる。
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠員となったときは、委員長が補欠委員を指名する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 入学者選抜の実施方法及び制度に関すること。
- (2) 入学資格に関すること。
- (3) 入学者の募集方針に関すること。
- (4) 入学試験の実施に関すること。
- (5) 入学試験の情報開示に関すること。
- (6) 入学者選抜に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (7) 大学入試センター試験に関すること。
- (8) 入学者選抜及び入学試験の説明会等に関すること。
- (9) その他入学者選抜及び入学試験に関し委員会が必要と認める事項。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、審議結果について、速やかに総務委員会及び教授会へ報告する。

2 委員は、審議結果について、遅滞なく所属する学科会議に報告する。

(事業計画等の作成)

第7条 委員会は、毎年度、委員会の事業計画及び実績書を作成しなければならない。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、第5条各号に規定する所掌事務を実施するために作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関しては、委員会が定める。

(事務処理)

第9条 委員会の庶務は、事務局が行う。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

この規程は、平成2年7月13日から施行する。

この規程は、平成4年2月14日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。